



12月1日から、運転免許証等の手続きが一部変わります。



道路交通法の改正により、運転免許証の再交付及び運転経歴証明書の申請に関して、申請要件等が変更されることとなりました。

《 再交付の申請要件が緩和 》

これまでは、申請理由が紛失や汚損した場合のみに限られていましたが、

- 住所や氏名の変更届出をしたとき
- 顔写真を変更しようとするとき

なども、申請ができるようになります。

また、申請要件の緩和に伴って、再交付申請手数料が

- 3,500円 → 2,250円

に減額されます。



《 運転経歴証明書の申請対象が拡大 》

これまでは、申請できる方が運転免許証の有効期限内に自主返納した方に限られていましたが、

- 運転免許証を失効して5年以内の方

も申請ができるようになります。

(ただし、平成28年4月1日以降に失効した方が対象です。)

なお、運転経歴証明書の申請には、これまでどおり1,100円の手数料が必要となります。



《 受付時間のご案内 》

「再交付の申請」と「運転経歴証明書の申請」は、

月曜日から金曜日（祝日除く）の

午前 … 10時から11時まで

午後 … 2時から3時まで

となります。（※ むつ試験場は、午後のみ受付です。）

なお、警察署での受付時間に変更はありません。

また、弘前試験場は第1と第3、八戸試験場は第2と第4の金曜日がそれぞれ閉庁のため手続きができませんので、ご注意ください。

★ 自主返納と同時に運転経歴証明書を申請する場合は、日曜日手続きができます。



ご不明な点は、お問い合わせください。

【 お問い合わせ先 】 青森県警察本部交通部運転免許課 免許係
(青森県運転免許センター内)

電話 017-782-0081